

東住吉区役所発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額特名随意契約を除く）－平成31年度

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	東住吉区地域活動活性化促進事業（東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業）	その他	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	3,324,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
2	東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」企画編集等業務委託	その他	株式会社アド・エモン	3,960,360円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
3	空家利活用の促進に関する業務委託	その他	有限会社地域・研究アシスト事務所	1,241,222円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
4	平成31年度東住吉区中学生海外派遣事業業務委託	その他	東武トップツアーズ株式会社	5,184,830円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
5	平成31年度東住吉区小学生英語交流事業業務委託	その他	株式会社シェーンコーポレーション	3,872,340円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
6	東住吉区子育て力アップキャッチ&フォロー事業委託	その他	特定非営利活動法人ハートフレンド	2,066,000円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
7	東住吉区地域福祉サポート事業にかかる業務委託	その他	社会福祉法人 大阪市東住吉区社会福祉協議会	18,110,014円	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
8	令和元年度東住吉区芸術文化青少年育成事業実施業務委託	その他	いけばなインターナショナル大阪支部	1,350,000円	令和元年8月2日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
9	令和元年度東住吉区人権啓発推進事業	催事	一般財団法人大阪市コミュニティ協会	1,069,398円	令和元年10月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－

随意契約理由は[こちら](http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf) <http://www2.keiyaku.city.osaka.lg.jp/help/download/zuikeiriyuu.pdf>

No.1

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域活動活性化促進事業（東住吉区新たな地域コミュニティ支援事業）

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本業務の実施にあたっては、地域活動協議会の担い手を支援する中で主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要である。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所区民企画課（電話番号 06-4399-9734）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区広報紙「広報東住吉なでしこ」企画編集等業務委託

2 契約の相手方

株式会社アド・エモン

3 随意契約理由

本業務は、芸術性、創造性が求められる業務であり、契約相手方の持つ能力や経験が重要となり、行政側では持っていない能力（芸術性・創造性等）の他、より良い広報紙を作っていくという前向きな姿勢で業務の方向性や仕様書作りを共に行う必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

株式会社アド・エモンは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

空家利活用の促進に関する調査業務委託

2 契約の相手方

有限会社地域・研究アシスト事務所

3 随意契約理由

本業務を実施するにあたっては、主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持つ事業者等が年間の各行事を通し、東住吉モデルの提案や実証実験、業者等への意向把握調査等において本区役所を支援する必要があることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

有限会社地域・研究アシスト事務所は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度東住吉区中学生英語交流事業

2 契約の相手方

東武トップツアーズ株式会社

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

東武トップツアーズ株式会社は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

平成 31 年度東住吉区小学生英語交流事業

2 契約の相手方

株式会社シェーンコーポレーション

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し、実行する実績と能力が必要であり、専門的知識を持った事業者等が行事開催前から終了後までを通し、事前の研修や実施場所等において本区役所や生徒を支援する必要がある。こうした観点から公募型企画競争方式（コンペ方式）により業者選定を行った。

株式会社シェーンコーポレーションは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

東住吉区役所政策推進課（電話番号 06-4399-9916）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区子育て力アップ「キャッチ&フォロー」事業

2 契約の相手方

特定非営利法人ハートフレンド

3 随意契約理由

本業務を実施するには主体的に実施計画案や企画を提案し実行する実績と能力が必要であり、専門知識を持った事業者等が地域の実情と課題に合致した支援を柔軟に実施することで子育てのしづらさを抱えている親子等の居場所を作り、前向きに楽しく子育てができる養育者を増やすことを目的としている。こうした観点から、受託事業者が持つノウハウや、幅広い知識と経験、専門性を活用するため、公募型企画競争方式（プロポーザル方式）により業者選定を行った。

特定非営利法人ハートフレンドは、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9733）

随意契約理由書

1 案件名称

東住吉区地域福祉サポート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会

3 随意契約理由

本業務を実施するには、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源と連携して、地域福祉の推進に必要な個人情報を適切に利用し、積極的に関係機関と共有することが求められることから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

社会福祉法人大阪市東住吉区社会福祉協議会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区役所保健福祉課（電話番号 06-4399-9851）

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度東住吉区芸術文化青少年育成事業業務委託

2 契約の相手方

いけばなインターナショナル大阪支部

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、芸術文化に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

いけばなインターナショナル大阪支部は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9908）

随意契約理由書

1 案件名称

令和元年度東住吉区人権啓発推進事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会

3 随意契約理由

本事業を実施するにあたっては、人権啓発に関する知識と経験、専門性並びに啓発効果の向上が必要なことから、その性質及び目的が競争入札に適さないものである。

民間事業者等のノウハウを活用できる企画競争方式（プロポーザル方式）により契約相手方を決定することにより、予算額の範囲内において最も効果的な事業成果を生む手法の提案を受けることができる。

一般財団法人大阪市コミュニティ協会は、本事業において総合的に優れた提案を行ったため、上記業者と契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

東住吉区区民企画課（電話番号 06-4399-9908）